

報道各位

新潟市土木部土木総務課

地震により発生した土砂・泥の除去について

土砂・泥の除去について、下記のとおり、新潟市ホームページやSNSを通じて広報しているところですが、被災された方への更なる周知のため、貴媒体での広報にご協力をお願いします。

記

除去方法

○液状化などにより生じた土砂や泥を除去する場合は、区役所などで無料配布している「土のう袋」で回収してください。

(注記)すでに土砂や泥を除け一箇所に積み上げていて、量が多すぎる場合は、そのままの状態でも回収しますが、回収に日数を要し、その間に風雨などで流れる可能性がありますので、できるだけ土のう袋での回収にご協力をお願いします。

(がれき等の廃棄物が混入しないようご注意ください)

○土砂・泥を入れた土のう袋は、道路の交通の妨げにならない場所に置いてください。置かれた土のう袋は業者が順次回収しますが、今回は被害規模が大きいため、回収までに日数を要しますのでご了承ください。

○下水道管に土砂等が流入すると詰まりやすくなってしまうため、土砂や泥は側溝等に流さないでください。

土のう袋の配布時間

平日の午前9時から午後5時まで

(注記)西区役所・黒埼出張所・西出張所・中野小屋連絡所は、1月6日(土曜)から8日(月曜・祝日)午前8時半から午後5時半まで臨時開庁して配布します。

土のう袋の配布場所

場所	住所	備考
中央区役所 総務課	中央区西堀通6番町866番地 NEXT21 5階	
西区役所 総務課	西区寺尾東3丁目14番41号	
黒埼出張所	西区大野町2843番地1	
西出張所	西区内野町413番地	
中野小屋連絡所	西区中野小屋590番地4	追加(1月4日午後2時)

(注記)数に限りがありますのでご了承ください。【担当】各区役所建設課

○業者が「土のう袋を1袋3,000円で売っている」と言い、勝手に土砂の回収を行って20万円請求されたなどの事例が発生しています。地震に乗じた悪質商法にご注意ください。
※上記情報は、すべて令和6年1月6日正午時点の情報です。最新の情報は市HPに掲載します。

【問い合わせ先】

土木部土木総務課 中山 (025-226-3006)